

## ＜診断書の作成上の注意点＞

診断書は、公務（通勤）災害に係る負傷等の医学的所見を明らかにするために必要な書類であり、認定請求に当たって必ず添付することが必要となる書類です。

### 1 診断書の記載に係る注意事項

#### (1) 傷病名

診断書を医師に発行してもらうに当たっては、公務（通勤）災害として認定請求しようとする全ての傷病名を記載してもらってください。

なお、「〇〇の疑い」といった傷病名では認定できませんので、確定した傷病名を記載してもらうようにしてください。

「認定」に当たっては、当該診断書に記載された傷病名をもとに判断することとなりますので、既往の私傷病など公務又は通勤と直接関係のない傷病名は記載しないようにしてもらうとともに、万一記載されてしまった場合は、診断書の当該傷病名を朱線で削除するとともに、余白に認定請求しない理由を記載してください。

#### (2) 初診日

診断書には、必ず初診日を記載してもらってください。

特に、初診日に診断書が発行されず、後日発行された場合は、診断書の中に必ず初診日を記載してもらうようにしてください。

#### (3) 療養方法と療養に要する期間

診断書には、安静加療、通院加療等の療養の方法及びその療養に要する期間を必ず記載してもらってください。

### 2 診断書の発行に係る注意事項

#### (1) 診断書の発行時期等

診断書は、原則として初診の際に発行してもらい、これを認定請求書に添付するようにしてください。

ただし、傷病名が確定していない場合は、診断が確定した後に発行してもらってください。

また、診断書は認定しようとする傷病名を明らかにする必要最低限のものとし、例えば整形外科と歯科のように診療科が違うために1通の診断書では被災に係る病名の全てが明らかにならない場合等を除き、添付する診断書は原則として1通としてください。

#### (2) 診断書の発行者

診断書は、医師又は歯科医師が発行したものでなければ認められません。柔道整復師が発行する施術証明書を診断書に代えることはできますが、はり・灸・マッサージ師等が発行したものは認められません。

#### (3) 診断書料の負担

認定請求書に原本が添付された診断書の費用は、原則1通のみ療養補償の対象となります。

一方、療養休暇の延長等服務上の理由や、保険会社等基金以外の機関に提出するために発行してもらった診断書や診断書のコピーを認定請求書に添付した場合は、補償対象とはなりませんので全て自己負担となります。十分注意してください。

診断書は所定の様式がありません。  
各医療機関の任意の様式を使用し  
てください。

## 診 断 書

住所 ○○市△△町××

氏名 ▲▲ ▲▲

平成○年○月○日生

病 名 左第2指挫滅創

初診日を必ず記載し  
てもらってください。

上記疾患のため令和○年○月○日初診。

今後2週間の通院加療を要する見込み。

療養の方法及び療養に要する期間を  
必ず記載してもらってください。

上記の通り診断します

令和 ○年 ○月 ○日

○○病院

医師 △△ △ 印

神奈川県▲▲市▲▲町 2-3

TEL 012-345-XXXX

印